

本人確認書類について

株式会社ドコモ CS

個人情報の「開示」「訂正」「利用停止・消去」「第三者提供停止」の各ご申請にあたりましては、下記の本人確認書類によりご本人の確認をさせていただきます（代理人からのご請求の場合は代理人の確認を含みます）。

原則、「印鑑登録証明書」により受付します。

個人 (本人)	●印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本）※
個人 (代理人)	●契約者の印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本）※ ●代理人の印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本）※ （注）開示申請書「委任事項」は、必ず契約者本人が記入していただきます。 （注）開示申請書受け取り時に、契約者本人へ確認の連絡を行います。
個人 (法定代理人)	●法定代理人であることを確認できる書類（発行日より3ヶ月以内の原本） ・契約者が未成年者の場合：戸籍謄本（親子関係の分かるもの） ・契約者が成年被後見人の場合：登記事項証明書（成年後見人名の記載があるもの） ・契約者が未成年被後見人の場合：戸籍謄本（未成年後見人名の記載があるもの） ●法定代理人の印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本）※
法人	●印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本） ●社員証等のコピー（有効期限内のもの）または名刺 ●社員本人の印鑑登録証明書（発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されている原本）※ （注）開示申請書受け取り時に、法人連絡先（総務部門等）へ確認の連絡を行います。

※印鑑登録がない場合に限り、以下の本人確認書類のコピーで受付します。

（「マイナンバー」の印字がない住民票の原本を提出頂きます）

運転免許証	有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの （国際運転免許証は除く）
住民基本台帳カード	有効期限内のもので、顔写真の掲載および現住所が記載されているもの
外国人登録証明書 (または) 在留カード (または) 特別永住者証明書	●「外国人登録証明書」は在留資格があり、現住所が記載されているもの ●「在留カード」および「特別永住者証明書」は有効期限内のもの
身体障がい者手帳＋補助書類 (または) 療育手帳＋補助書類 (または) 精神障がい者保健福祉手帳＋補助 書類	●それぞれ、現住所が記載されているもの ●補助書類はご契約者名義のもので、発行日から3か月以内の公共料金領収証（電気、都市ガス、水道）または「マイナンバー」の印字のない住民票の原本

【注 意】

本人確認書類に記載されている住所と現住所が異なる場合は、以下の補助書類を添付していただきます。

住民票(原本)	発行日より3ヵ月以内で、現住所が記載されているもの (「マイナンバー」の印字のないご契約者名義のものに限ります)
公共料金領収証 (コピー)	発行日より3ヵ月以内で現住所が記載されている電気、都市ガス、水道の 領収証 (ご契約者名義のものに限ります)

◇法定代理人（親権者、成年後見人、未成年後見人）からの開示申請の場合

法定代理人には民法上代理権があることから、法定代理人であることが確認できれば開示を行います。法定代理人であることの確認には、「法定代理人であることを確認できる書類」が必要になります（委任状は不要）。

この場合、法定代理人には、「通信の秘密」を除く顧客情報のみ開示を行います。「通信の秘密」の開示または契約者（未成年者・成年被後見人）より、あらかじめ「法定代理人への情報開示拒否」の申出がある場合については、法定代理人でも契約者の本人確認書類、契約者本人の署名または記名・捺印のある委任状が必要になります。